

## 金融商品勧誘方針

当社は、次の項目を遵守し、お客さまに対して金融商品の適正な勧誘を行います。

1. お客さまの知識や経験、財産の状況および取引の目的に照らし、適切な金融商品をお勧め致します。また、お客さまが受け入れ可能なリスクの度合い等の正確な把握に努め、商品内容やリスク内容など重要な事項を十分にご理解いただき、お客さまご自身の判断でお取引いただけるよう、適切な説明に努めます。
2. 商品の複雑さや内容の重要度に見合った、明確で誤解を招くことのない誠実な内容の情報提供に努めます。また、断定的判断や、事実でない情報を提供するなど、お客さまの誤解を招くような勧誘は行いません。
3. お客さまにとって不都合な時間帯やご迷惑な場所などで勧誘を行うことは致しません。
4. 本勧誘方針に沿った適正な勧誘を行うために、研修体制の充実や行内ルールの整備などに努めます。

株式会社みらい銀行

## 保険代理業における勧誘方針

「金融サービスの提供に関する法律」に基づき、当代理店の金融商品の勧誘方針を次のとおり定めておりますので、ご案内いたします。

- ・ 保険法、保険業法、金融サービスの提供に関する法律、金融商品取引法、消費者契約法、個人情報の保護に関する法律およびその他各種法令等を遵守し、適正な商品販売に努めてまいります。
- ・ お客様に商品内容を十分にご理解いただけるよう、知識の修得、研さんに励むとともに、説明方法等について工夫し、わかりやすいご説明に努めてまいります。
- ・ お客様の商品に関する知識、経験、財産の状況および購入の目的等を総合的に勘案し、お客様に適切な商品をご選択いただけるよう、お客様のご意向と実情に沿った説明に努めてまいります。
- ・ 市場の動向に大きく影響される投資性商品については、リスクの内容について、適切な説明に努めてまいります。
- ・ 商品の販売にあたっては、お客様の立場に立って、時間帯、場所、方法等について十分に配慮いたします。
- ・ お客様に関する情報については、適正に取り扱うとともに厳正に管理いたします。
- ・ お客様のご意見、ご要望等を、商品ご提供の参考にさせていただくよう努めてまいります。
- ・ 万一保険事故が発生した場合には、保険金のご請求にあたり適切な助言を行うよう努めてまいります。
- ・ 保険金を不正に取得されることを防止する観点から、適正に保険金額を定める等、適切な商品の販売に努めてまいります。